

# 地域再生計画

1. 地域再生計画の名称  
「自然とふれあう」清流再生計画
2. 地域再生計画の作成主体の名称  
長野市
3. 地域再生計画の区域  
長野市の全域
4. 地域再生計画の目標

長野市は長野県の北部に位置し、上信越高原国立公園をはじめとする美しい山並みに抱かれ、大河信濃川の支流である千曲川と犀川により形成された長野盆地（善光寺平）を中心に立地している。千曲川・犀川流域の平坦地には肥沃な優良農地があり、平地から里山にかけての帯にはリンゴや白桃の果樹園が広がっている。この美しい自然環境の中で、長野市は水辺環境を守り農村地域との共存を図り、自然・風土を生かした都市づくりを目指している。

冬季五輪開催時の選手村は現在住宅団地（今井ニュータウン）として後利用されているが、建設当時「環境と自然のふれあい」というコンセプトから、農業用水を利用した親水水路と緑地スペースを設けることで、人々がふれ合い、自然と共存する場を提供することができた。

しかし五輪以降、田園地帯にも都市化が進み、各家庭からの雑排水が農業用水や千曲川・犀川の支流へ流入し、住環境を悪化させている。さらには千曲川・犀川の水質悪化が進み、雄大な自然と都市的機能が調和された都市形成の阻害要因となっている。

千曲川・犀川流域での公共下水道事業は平成4年から、また浄化槽事業は平成元年から実施しているが、個々の事業計画のため整備としてはまだまだ不十分である。

今回地域再生計画に基づく污水处理施設整備を導入し、市街地とその周辺地域及び里山と呼ばれる農山村地域を一体的に整備することで、農村地域との共存を図りながら、自然とふれあう都市環境の再生を目指す。

(目標)

汚水処理施設の整備の促進

- ・ 汚水処理人口普及率を 76.5%から 85.0%に向上
- ・ 千曲川と犀川の合流地点における BOD を 1.3 から 1.0 に向上

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

地域再生計画で公共下水道として整備するエリアである篠ノ井塩崎地区及び川中島町今井地区は J R 駅を拠点に市街地が形成され、その周辺に農村部が広がっている。この地域を下水道施設整備することにより、農業用水路及び千曲川の支流聖川の水質汚濁を防止する。

また聖川が源を発する大岡及び公共下水道整備対象以外の地域などについては、合併浄化槽を設置することにより水辺環境を守る。

このように汚水処理施設整備事業が里山から農村部、市街地と一体的に実施され、水質保全を推進することにより地域の再生が可能になる。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・ いずれも長野市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道 篠ノ井塩崎地区  
川中島町今井地区
- ・ 浄化槽 長野市の全域 (公共下水道、農業集落排水施設の区域を除く)

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～21年度
- ・ 浄化槽 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 篠ノ井塩崎地区 200～250 15,400m  
川中島町今井地区 200～350 5,600m
- ・ 浄化槽 5人槽 41基  
7人槽 194基  
10人槽 18基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 篠ノ井塩崎地区で 3,710 人、川中島今井地区で 1,400 人

浄化槽 長野市全体で 820 人

[ 事業費 ]

・公共下水道

2,210,000 千円

(うち、国費 680,000 千円)

(うち、単独 850,000 千円)

・浄化槽(個人型)

137,000 千円(市、上乘せ分  
を含む)

(うち、国費 34,000 千円)

(5-3) その他の事業

「水洗化促進組合」への助成

・組合は地域が下水道整備前に設立し、組合員は費用を積み立て、下水道が供用開始された時点で宅内設備工事を速やかに実施し、環境の保全に寄与することを目的とする。組合に対し5ヶ年を目途に設立資金及び事務費を助成する。

「活性化委員会」の促進

・『21世紀豊かで住みよい塩崎づくりの会』が改称し、その下部には各専門部会がある。専門部会では、下水道促進、農業振興及びバイパス建設等地域の活性化を図っている。

「下水道フェア」の開催

・毎年1回千曲川流域の汚水処理場(2処理場を隔年で実施)内を市民に開放し、河川美化、環境保全についての体験学習の機会を提供している。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価する。また定期的に水質検査を実施し河川等の水質状況を把握し、各戸の水洗化を積極的に推進する。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし